

I 工事概要

1. 工事場所 長浜市神照町

2. 敷地面積 _____

3. 工事種目 建築一式工事

4. 工事内容 ホース乾燥柱新設
既設ホース乾燥台撤去

II 建築改修工事仕様

1. 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁管理修繕の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）」（以下、「改修仕様」という。）により、また、改修仕様に記載されていない事項は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）」（以下、「仕様」という。）による。

2. 特記仕様

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
 (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
 ○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。
 (3) 特記事項に記載の(. . .)内表示番号は、改修仕様の当該項目、当該図又は当該表を表示。
 (4) 特記事項に記載の(欄 . . .)内表示番号は、欄仕様の当該項目、当該図又は当該表を表示。

② 仮設工事

① 騒音・粉じん対策 (2.1.3)

2 足場等 (2.2.1)

3 仮設養生切

仮設養生切等の種別		仕上材(厚さ mm)		充てん材	塗 装
種 別	下 地			厚さ mm	
・A種	※軽量鉄骨	※せっこうボード(※9.5・12.5)			※無し
・B種	・木下地	・合板(・9・12)			・片面
※C種	・単管下地	防炎シート			
仮設扉	※木製扉	※ポリ合板片面フラッシュ			※無し
	・鋼製扉	・メラミン合板フラッシュ			・有り

④ 工事用水・電気

工事用水 既存施設 ※利用不可 ・利用可(・有償 ・無償)

工事用電気 既存施設 ※利用不可 ・利用可(・有償 ・無償)

章	項 目	特 記 事 項																
① 一般共通事項	① 工事実績情報の登録 (CORINS)	請負金額が500万円以上の場合には契約、変更、完成時のそれぞれ10日以内に登録すること。(1.1.4)																
	② 施工体制	受注者は、公共工事入札契約適正化法に基づき施工体制台帳の写しを提出すること。また、市担当者から施工体制の点検を求められたら対応し、指摘がある場合は是正すること。																
	③ 現場代理人等	イ「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」に従い、現場代理人を決定し届け出ること。 ロ 現場代理人は、請負人との直接的な雇用関係を証するもの(健康保険証の写し等)を「現場代理人等届」に添付すること。また、「現場代理人等変更届」も同様とする。 ハ 主任(監理)技術者も同様の確認を受けなければならない。 ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。																
	④ 提出図書	※施工計画書 提出部数 ※1部 (1.2.2) ・施工図 提出部数 ※1部 (1.2.3) ・完成図 提出部数 ※2部(A3版縮小製本及び電子媒体) (1.8.2) ・保全本に関する資料 提出部数 ※2部 部 (1.8.3)																
	⑤ 工事写真	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>撮影箇所</th> <th>提出部数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前、完成</td> <td>・3 ※6・15・30</td> <td>2</td> <td>同じ位置で撮影すること。</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>代表的な出来高の部分</td> <td>1</td> <td>必要に応じて撮影する</td> </tr> <tr> <td>定期提出</td> <td>代表的な出来高の部分</td> <td>1</td> <td>工事月報用</td> </tr> </tbody> </table> 工事写真の撮影要領は、「工事写真撮影ガイドブック-建築工事編」(国土交通省大臣官庁管理修繕(改修))による。 現工写真はキャビネ版カラープリントによる写真を製本し、また、画像データを電子媒体で各1部提出すること。	区 分	撮影箇所	提出部数	備 考	着工前、完成	・3 ※6・15・30	2	同じ位置で撮影すること。	工事中	代表的な出来高の部分	1	必要に応じて撮影する	定期提出	代表的な出来高の部分	1	工事月報用
	区 分	撮影箇所	提出部数	備 考														
	着工前、完成	・3 ※6・15・30	2	同じ位置で撮影すること。														
	工事中	代表的な出来高の部分	1	必要に応じて撮影する														
	定期提出	代表的な出来高の部分	1	工事月報用														
	6 竣工写真	竣工写真はキャビネ版カラープリントによる写真を製本し、また、画像データを電子媒体で各1部提出すること。																
	7 施工条件	次に指定する工程・作業は指定の日時に行うこと。(1.3.5)																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程・作業</th> <th>指定日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	工程・作業	指定日時														
	工程・作業	指定日時																
	⑧ 発生材の処理等	※構外搬出適切処理 ・指定() (1.3.12)																
	9 施工調査	工事着手前に先立ち、施工調査を行い報告すること。(1.5.1)																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査範囲</th> <th colspan="2">調査方法</th> </tr> <tr> <th>目視調査</th> <th>打診調査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	調査範囲	調査方法		目視調査	打診調査											
	調査範囲	調査方法																
		目視調査	打診調査															
10 一工程報告	一工程施工報告書の提出 ・不要 ・解体 ・防水改修 ・外壁改修 ・耐震改修 ◎各工程毎 (1.6.4)																	
11 化学物質の濃度測定	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン、パラジクロロベンゼンの濃度をバツブ法にて測定し、報告すること。 また、基準値を満たさない場合は、対策を講じたのち再測定を行うこと。 測定箇所 ・ 箇所(事務室) ・ 図示 (1.6.9)																	
⑫ 下請業者等の選定	各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。																	
⑬ 保険等	受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付すとともに、第三者等への損害についても補償する保険に加入すること。																	
⑭ 近隣工事説明	受注者は、施工に先立ち地元自治会長、近隣住人等に工事施工内容の説明を行うこと。																	
15 近隣家屋の調査	受注者は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷等が生じた場合は請負人の責任において現状に復旧すること。また、受注者が自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。																	
16 設計図の製本	工事着手前に製本を作成し、監督職員に提出のこと。 A3サイズ 3部数																	
⑰ 軽微な変更	設計図書に明記なくとも構能上、構造上当然必要と認められる軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。																	
⑱ 不当介入に関する通報制度	1. 受注者は準力団員等による不当介入(不当な要求又は業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、提案上必要な協力を行うものとする。 2. 受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により、監督職員に報告するものとする。また、請負者は、以下のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。 3. 受注者は準力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。																	

③ 外構工事

①ホース乾燥柱

材質(支柱) ○ コンクリートポール
(金具) ○ SUS、溶融亜鉛メッキ

基礎 ○ Fc24-15-20N

鉄筋 ○ 図示

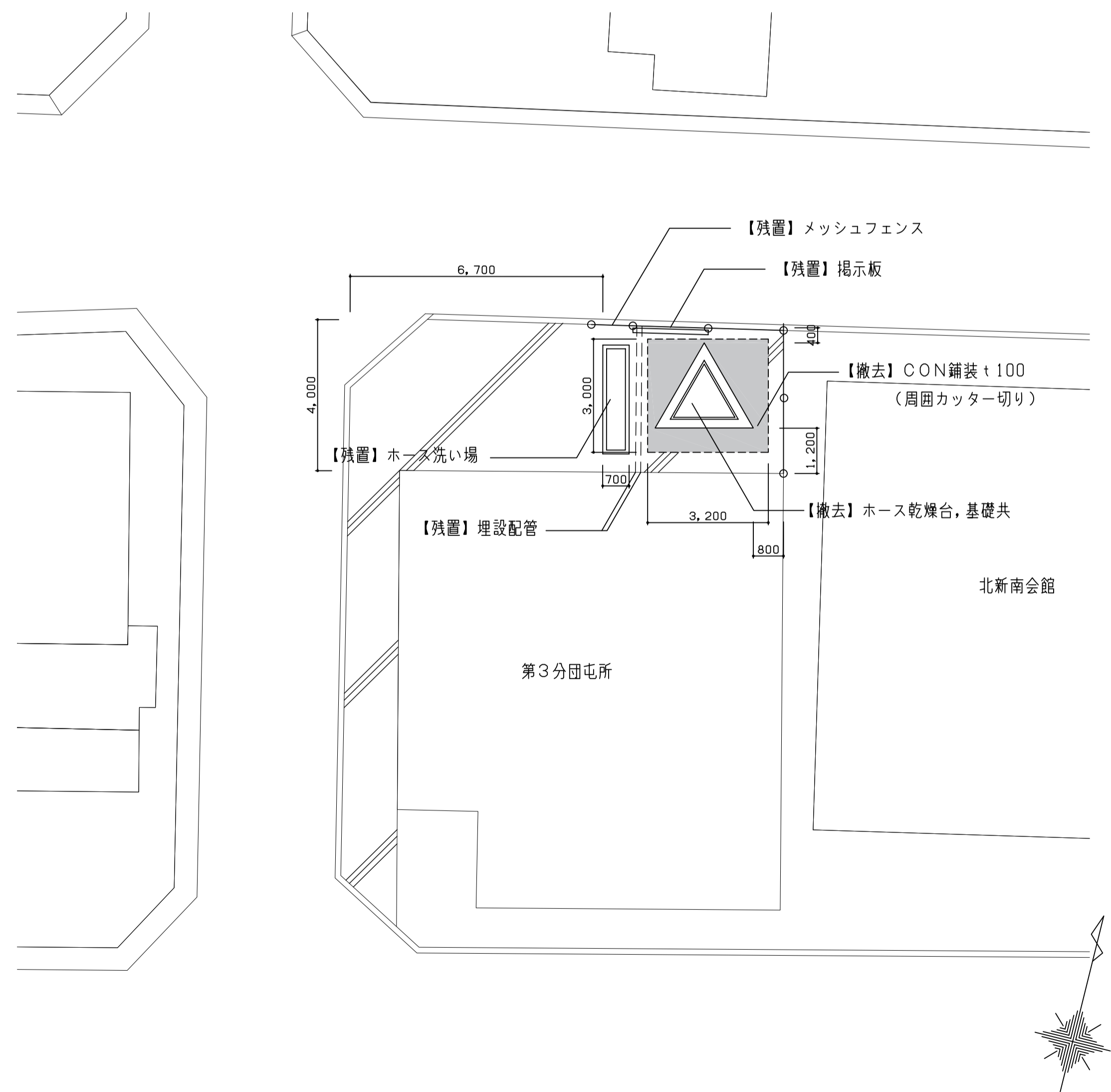
規格 ○ 図示

支給品 ○ホース接続金具(12個)

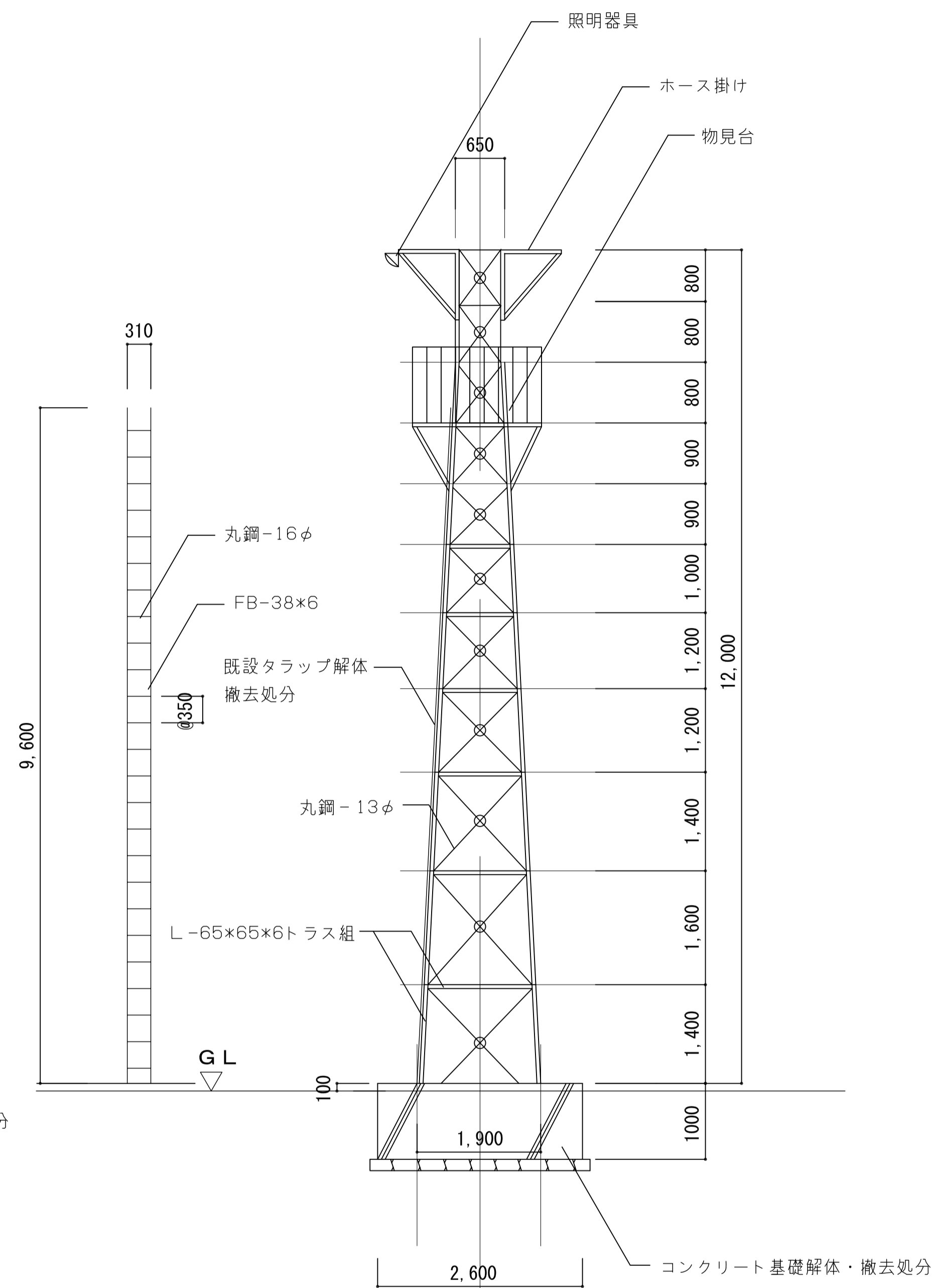
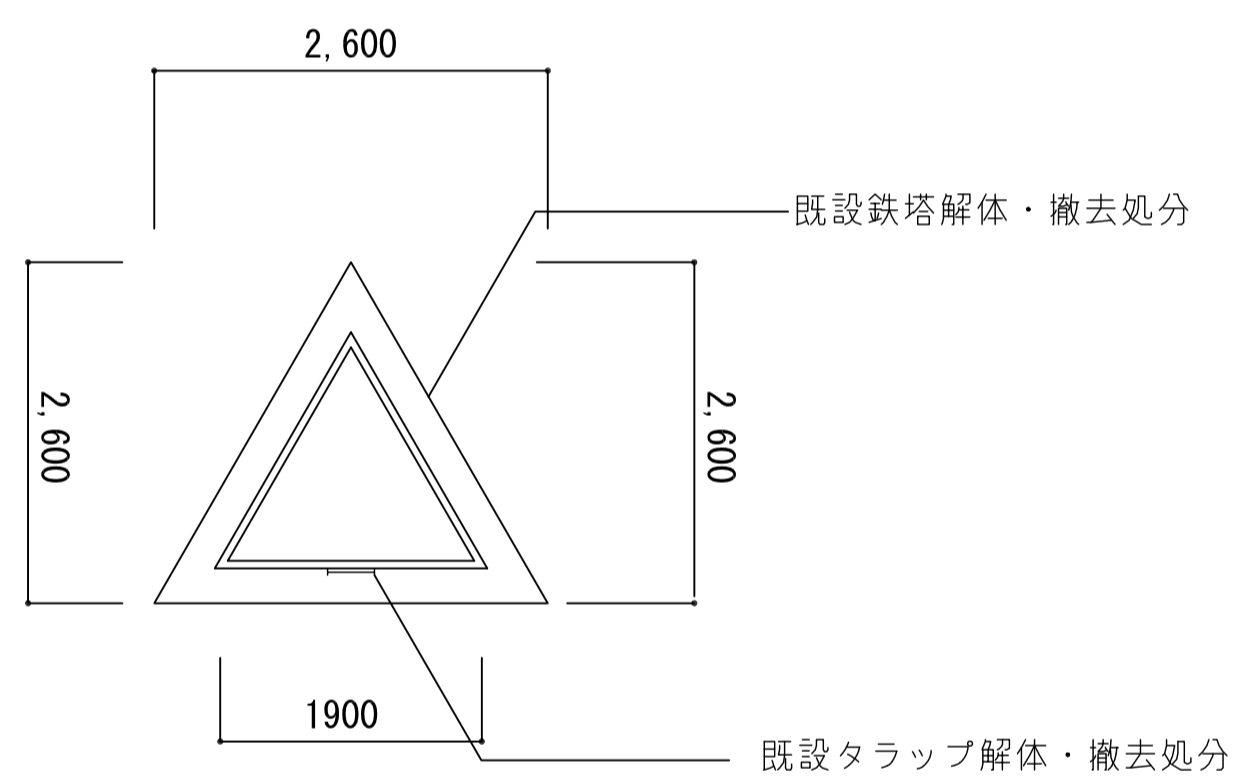


工事箇所

付近見取図



配置図



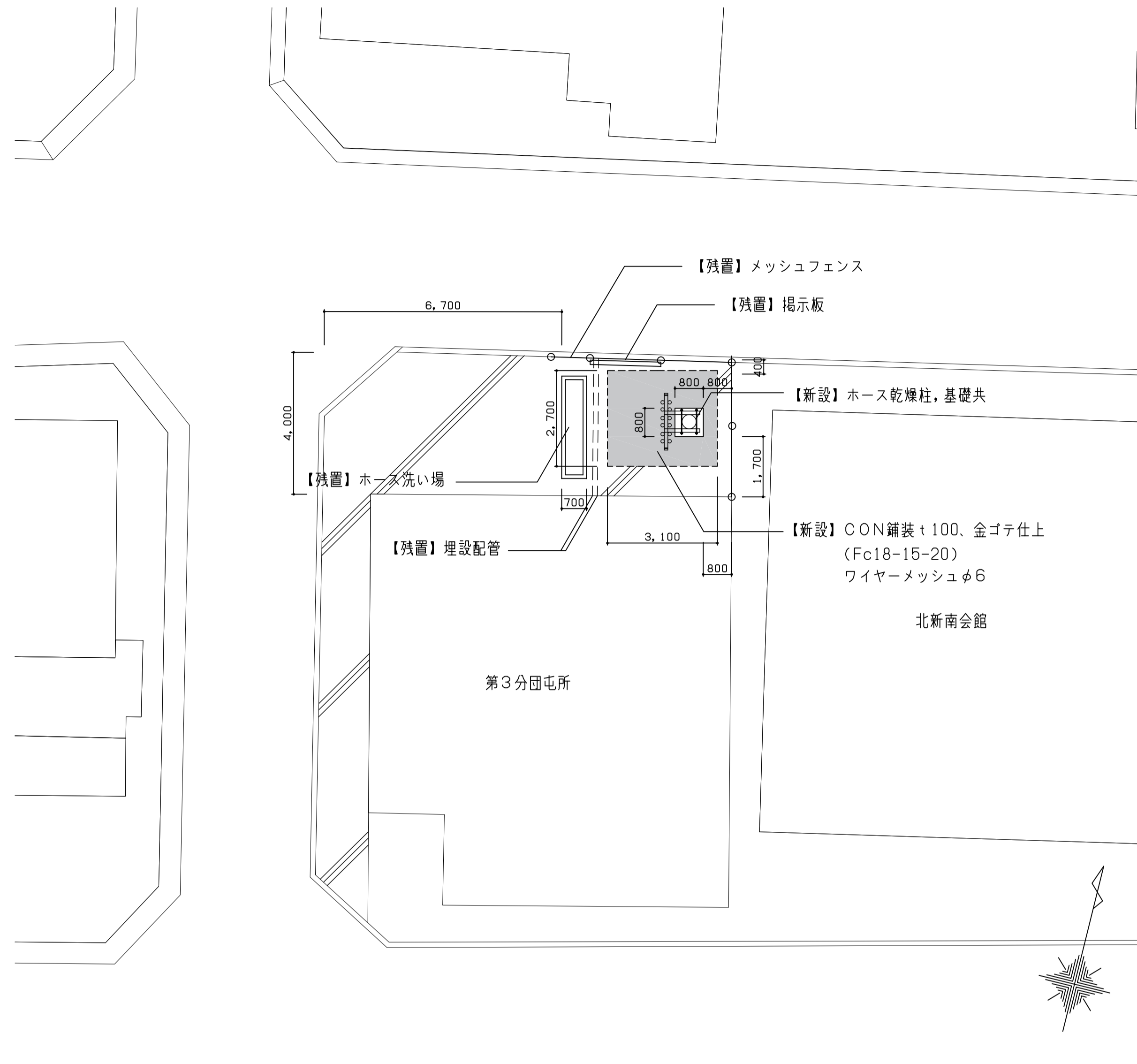
撤去図

・施工計画において道路申請関係手続きが必要な場合は請負者にて行うこと。
 ・残置工作物を破損等した場合は請負者にて復旧を行うこと。

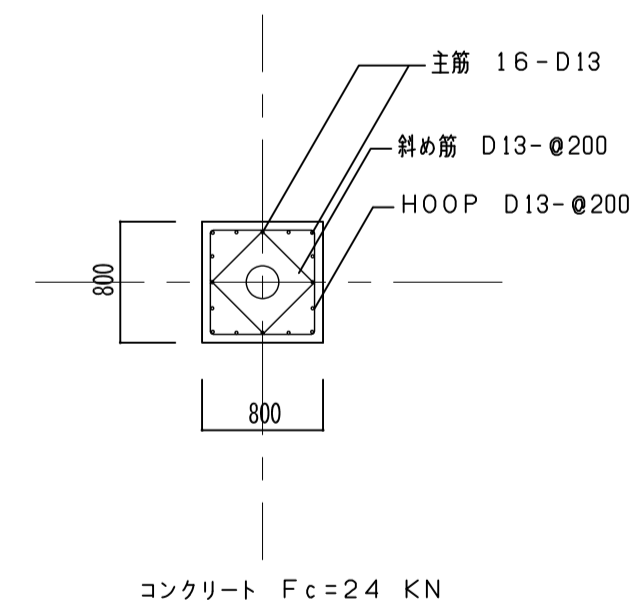


TITLE
 長浜市消防団第3分団ホース乾燥施設整備工事

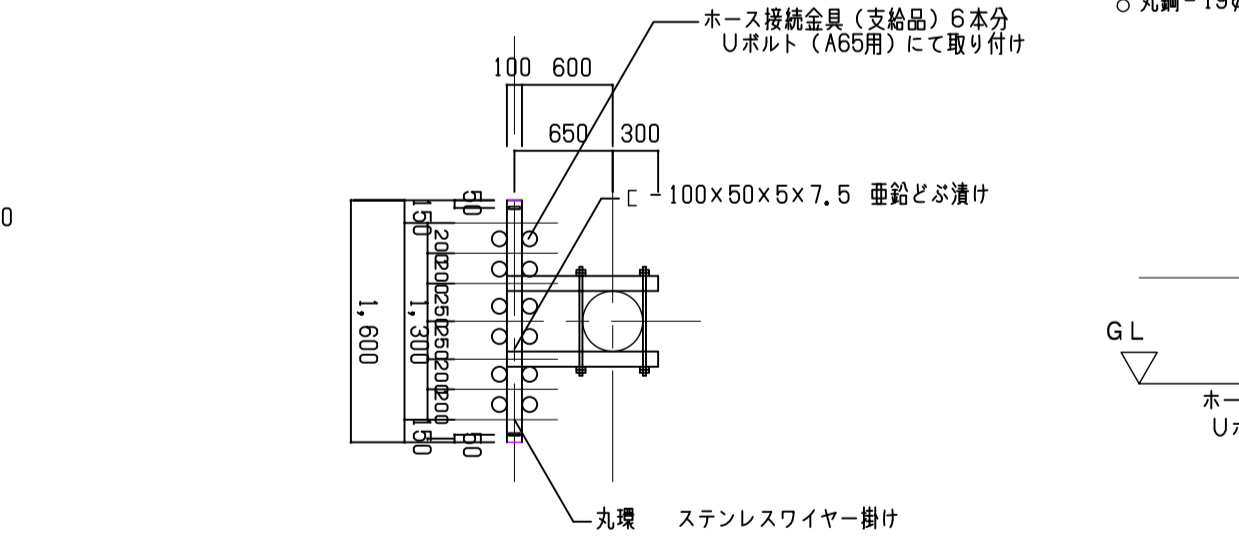
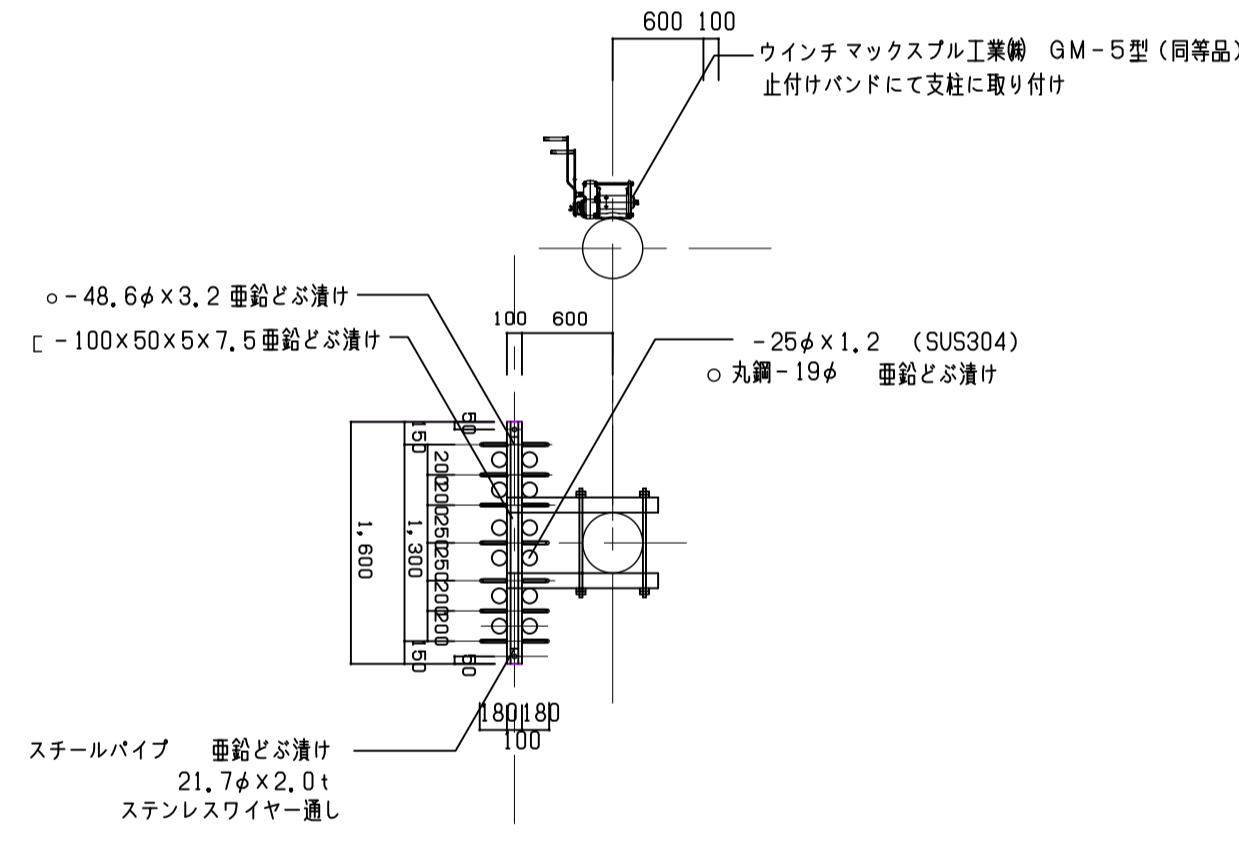
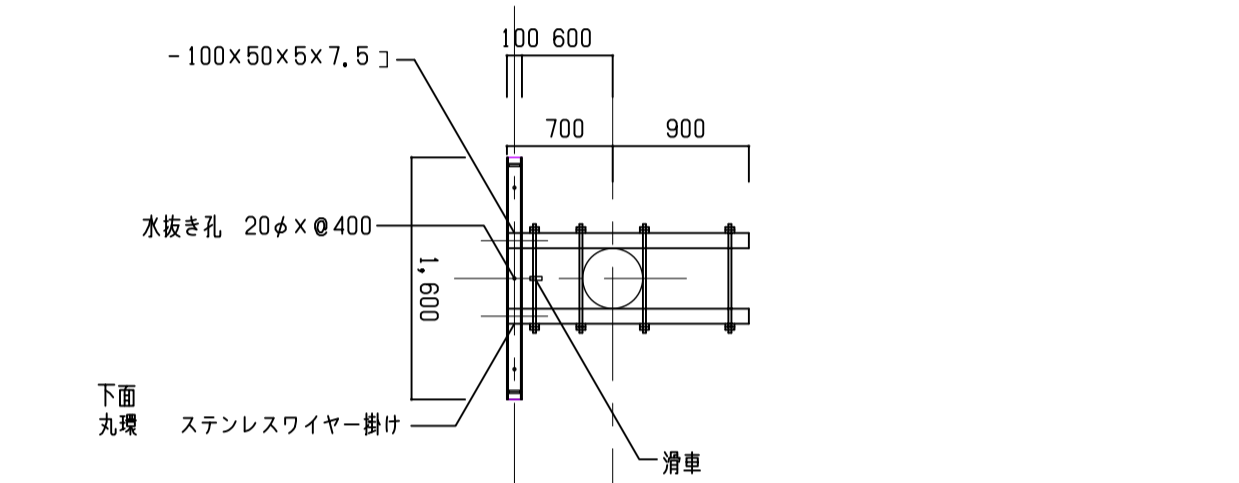
DRAWING NAME	A1-SCALE	A3-SCALE	No.	0000000
配置図	1:100	1:50	2	
立面図	1:50	1:100	A	3



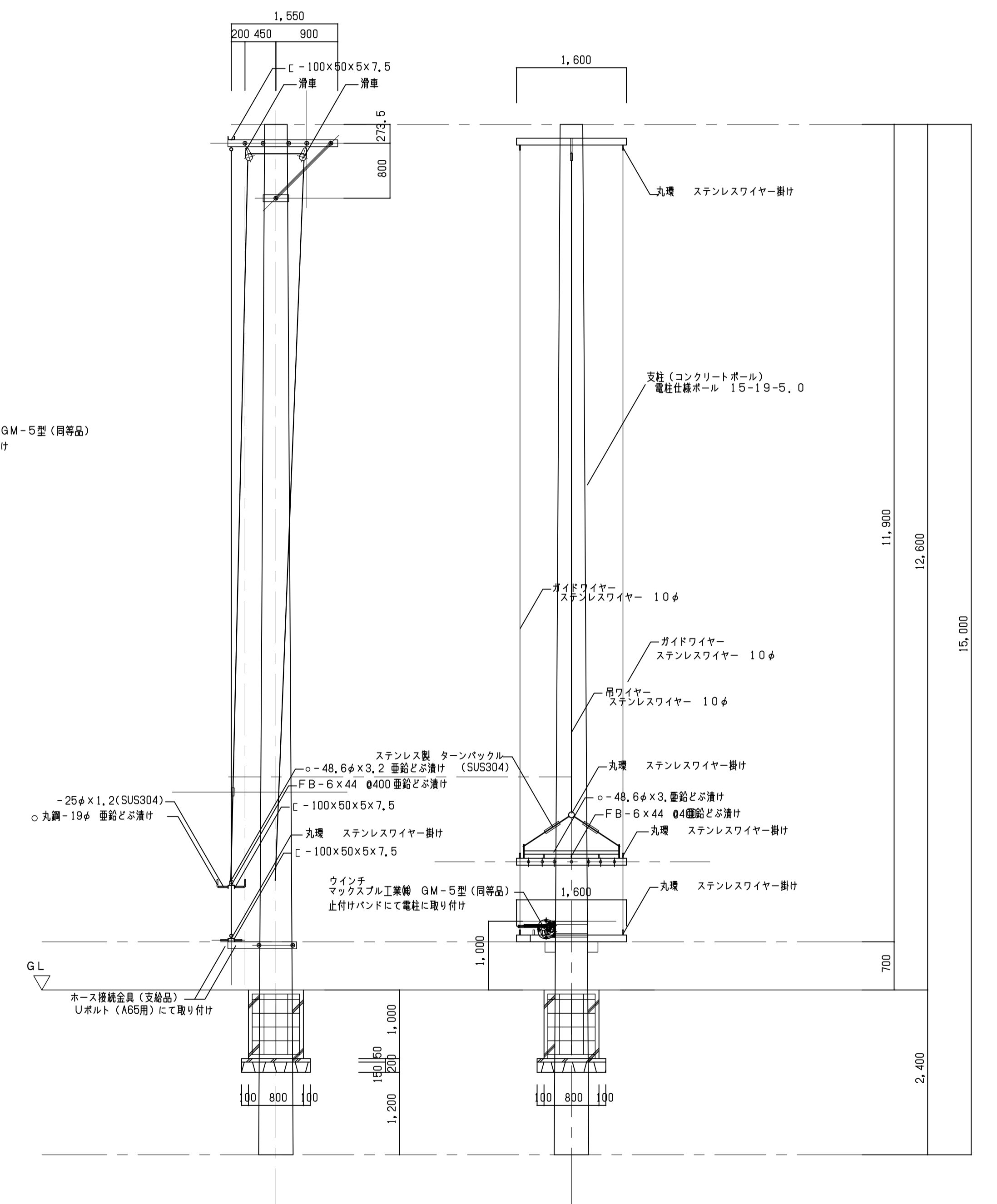
配置図



基礎 詳細図 S=1/50



平面詳細図 S=1/50



ホース乾燥柱詳細図 S=1/50